

※ページ番号は、それぞれ修正後の特定個人情報保護評価書におけるものである。

特定個人情報保護評価部会における意見と対応状況

事務名	評価書の部分	ページ	意見	意見に対する回答	修正前の記載	修正した記載
全事務	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置>①について、「国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。」とされている一方、評価書Ⅲ7⑥技術的対策の<ガバメントクラウドにおける措置>⑧では「地方公共団体が管理する業務データは、国及びガバメントクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」とされ、アクセス制御の意味が後者の方が明確である。 前者と後者でアクセス制御の意味は異なるのか。	アクセス制御の意味は同一であり、記載を修正する。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体が管理する業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者がアクセスできないよう制御されているため特定個人情報を消去することはない。
国民健康保険に関する事務	I 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	8	Ⅲの5のリスク対策3において、「・市内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。」とあるが、システム標準化後は業務共通システムの統合データベース管理機能はなくなるため、標準化後のリスク対策の記載が不足しているのではないか。	Ⅲの5のリスク対策3について、標準化後のリスク対策を記載する。 合わせて、他の項目の「統合DB」との記載について、必要な修正を行う。	(1) 番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集（申請書等に個人番号の記載を求める）を行う。また、業務共通システムを利用した市内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム（以下、単に「国保システム」という。）で保有する個人情報と統合DBで保有する個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。	(1) 番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集（申請書等に個人番号の記載を求める）を行う。また、業務共通システムを利用した市内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム（以下、単に「国保システム」という。）で保有する個人情報と_____個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。
	I 別添1 事務の内容	9～16				
	II 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	18			【市内連携システム（統合DB）からの入手】	【市内連携システム_____からの入手】
	④入手に係る妥当性	18			【市内連携システム（統合DB）からの入手】	【市内連携システム_____からの入手】

	II 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑦時期・頻度	27			国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	別紙2のとおり
	II 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑦時期・頻度	27			国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	別紙3のとおり
	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く） リスク3 リスクに対する措置の内容	55			・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。	<u>【現行業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）における措置】</u> ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。 <u>【次期業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）における措置】</u> ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・業務共通システムへは、命令第2条の表又は番号利用条例に定められた事業担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。
予防接種に関する事務	I 別添1 事務の内容	7	-	上記国民健康保険に関する事務と同様に、統合データベース管理機能の廃止を踏まえ、修正する。		

後期高齢者医療事務	II 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	15	【事前質問】 全項目評価書の別紙1の移転方法において、全て「庁内システム連携」とされており、Ⅲの「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」についても、庁内システム連携におけるリスク対策が記載されているものと思われる。	「庁内システム連携」ではなく、「福祉システム内での移転」が正しいため、記載を修正する。 また、移転が不要であることが判明した移転先があるため、記載を修正する。	[O] 移転を行っている (6) 件	[O] 移転を行っている (5) 件
	II 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ⑥移転方法	17			[O] 庁内連携システム [] その他 ()	[] 庁内連携システム [O] その他 (福祉システム内)
	II 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ⑦時期・頻度	17	一方、「(別添1)事務の内容」の福祉システムの図内には、「※同システムを使用する他業務への		後期高齢者医療ファイル更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	随時
	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く） リスク1 具体的な方法	29	移転は、システム内連携により行う」との記載がある。 つまり、庁内システム連携を行わず、福祉システム内で完結する移転があるものの、別紙1及びⅢの		・情報の移転について、庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している	・システム責任者において、システムの操作ログを取得している。
	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く） リスク1 その他の措置の内容	29	5には、それを踏まえた記載がないと思われるが、どのような理由によるか。		情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	(記載なし)
	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く） リスク2 リスクに対する措置の内容	29			・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注) 番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)で定められた情報	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、福祉システム内のアクセス権限を付与することにより行う。 (注) 番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)で定められた情報
	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く） リスク3 リスクに対する措置の内容	30			庁内での移転については、番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。	・庁内での移転については、番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)で定められた情報について、事前に協議して定めた移転先に関し、福祉システム内の閲覧権限を付与することにより、適切に情報の移転を行っている。
	(別紙1)番号法第9条第2項及び条例に定める事務 No.2 子育て企画課	85			No.2 子育て企画課	削除し、No.3からNo.6の項番号を繰り上げ
	(別紙1)番号法第9条第2項及び条例に定める事務 移転方法の欄				庁内連携システム	福祉システム内
	(別紙1)番号法第9条第2項及び条例に定める事務 No.1～5				No.1 保護課 No.2 障害者自立支援課 No.3 子育て家庭支援課 No.4 精神保健福祉課 No.5 健康支援課	No.1 保護課、各区社会援護課 No.2 障害者自立支援課、各区高齢障害支援課 No.3 子育て家庭支援課、各区子育て家庭課 No.4 精神保健福祉課、各区健康課 No.5 健康支援課、各区健康課

介護保険に関する事務	II (1) 資格ファイルから (5) 賦課・収滞納ファイル まで 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供システム 除く) 提供・移転の有無	13,20, 28,35, 42	【事前質問】 全項目評価書の「III 5 特定個人情 報の提供・移転(50ページ)」 においては、「提供・移転しな い」に〇が入っており、リスク対 策の箇所が空欄となっている。 一方、同「II 5 特定個人情報の提 供・移転(13ページ)」におい ては、「提供を行っている」、 「移転を行っている」にそれぞれ 〇が入っており、情報移転が行わ れているように記載されている。 13ページの記載を前提とする と、50ページについても記載が 必要となるように思われるが、ど のような理由によるものか。	記載漏れであるため、修正する。 また、移転方法の記載の誤り及び 番号利用条例に基づく移転が正で あるところ、提供省令に基づく移 転に重複した移転先の記載がある ため、記載を修正する。	[O] 移転を行っている (15) 件	[O] 移転を行っている (14) 件
	II (1) 資格ファイルから (5) 賦課・収滞納ファイル まで 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供システム 除く) 移転先1				特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	特定個人番号利用事務の所管課(12件、別紙2参照)
	III 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供シ ステム除く)				[O] 提供・移転しない	[_] 提供・移転しない
	III 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供シ ステム除く) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録				未記載	記録を残している。
	III 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供シ ステム除く) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法				未記載	・庁内ネットワークでの情報の移転については、庁内連携システム内に 送信記録を残している。 ・DVDでの情報の移転については、情報媒体への書き込みなど、端末の 外部に情報を持ち出す操作記録を残している。
III 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供シ ステム除く) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール				未記載	定めている。	

<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク1</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルール内容及びルール順守の確認方法</p>
<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク1</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>
<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク2</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>
<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク2</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>

50

未記載	<p>・庁内への移転については、番号法関連法令及び番号利用条例に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。</p>
未記載	<p>十分である</p>
未記載	<p>・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報（注）及び移転先のみ、庁内連携システム上及びDVDでの連携で行う。 （注） 命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報</p> <p>・USB等のDVD以外の情報媒体は使用ができなくなっており、書き込みが可能な端末も制限している。</p>
未記載	<p>十分である</p>

<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク3</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>
<p>Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）</p> <p>リスク3</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>
<p>（別紙2）番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務</p> <p>No.4の移転方法の欄</p>
<p>（別紙2）番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務</p> <p>No. 1, 2, 7及び10の移転方法の欄</p>

未記載	<p>【現行業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。 <p>【次期業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・業務共通システムへは、命令第2条の表又は番号利用条例に定められた事業担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。 <p>【DVDでの連携における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・DVDの授受方法を職員間の手渡しに限定し、正しい相手に確実に渡すことができる運用としている。
未記載	十分である
DVD連携等	FTP連携（庁内連携システム）
DVD連携等	DVD連携

<p>(別紙2) 番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務 No. 1, 2, 4~6, 8, 9, 11</p>	95		<p>No. 1 ども家庭支援課 No.2 障害福祉サービス課 No.4 保護課 No.5 健康保険課 No.6 健康保険課 No.8 高齢福祉課 No.9 高齢福祉課 No.11 保護課</p>	<p>No. 1 ども家庭支援課、東部児童相談所、西部児童相談所 No.2 障害福祉サービス課、各区高齢障害支援課 No.4 保護課、各区社会援護課 No.5 健康保険課、各区市民総合窓口 No.6 健康保険課、各区市民総合窓口 No.8 高齢福祉課、各区高齢障害支援課 No.9 高齢福祉課、各区高齢障害支援課 No.11 保護課、各区社会援護課</p>	
<p>(別紙2) 番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務 No. 13の行</p>				<p>No. 13 保護課</p>	<p>(削除)</p>
<p>(別紙3) 番号法第9条第2項及び条例に定める事務 No.1</p>				<p>No.1 保護課</p>	<p>No. 1 保護課、各区社会援護課</p>
<p>(別紙2) 番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務の表の下部 (別紙3) 番号法第9条第2項及び条例に定める事務の表の下部</p>				<p>記載なし</p>	<p>※FTP連携（庁内連携システム）による移転に係る提供実績の概数は、システム毎の合計数を記載している。</p>